

平成 30 年度愛知県環境審議会廃棄物部会会議録

1 日時

平成 30 年 12 月 21 日（金）午前 10 時から午前 11 時 40 分まで

2 場所

愛知県自治センター 5 階 研修室

3 出席者

委員 5 名、専門委員 1 名

説明のため出席した者 15 名

4 会議の概要

(1) 開会

ア 会議開催の定足数について

定足数を満たしていることが確認された。

イ あいさつ

新井資源循環推進監

渡部部会長

ウ 傍聴人について

傍聴人がいないことが確認された。

エ 部会長代理について

渡部部会長から、永瀬委員が部会長代理に指名された。

オ 会議録の署名について

渡部部会長から、浅野委員及び谷川委員が会議録署名人に指名された。

(2) 議事

ア 報告

- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化状況について
- ・愛知県廃棄物処理計画の施策の実施状況について
- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正等について

イ その他

特になし

事務局から資料説明し、別記のとおり質疑応答が行われた。

(3) 閉会

1 議事

(1) 報告

- ・資料1 一般廃棄物の処理状況及び目標の達成状況（平成28年度）
- ・資料2 産業廃棄物の処理状況及び目標の達成状況（平成28年度）
- ・資料3 愛知県廃棄物処理計画の目標値と平成28年度実績の比較
- ・資料4 愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況
- ・資料5 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の改正等について
について、事務局から説明した後、質疑応答が行われた。

<質疑応答>

※資料1から資料4の説明後

【谷川委員】

まず議論を始める前に、当部会の守備範囲を確認しておきたい。環境審議会では環境全般を扱うが、廃棄物部会は、物質フローの中では下流側というか、ごみが発生、排出され、それを再生利用するところを扱うと理解していた。しかし、事務局の説明において、3Rや循環というキーワードが出てきたので、そうすると、物資フローの中でもわりと上流側に関わる話にもなる。環境審議会に循環部会はないのか。

【事務局】

循環部会はない。

【谷川委員】

そうすると、この廃棄物部会で、再生利用を循環側に持っていくようなことについても扱うことになるかと理解してよいか。どこまでが当部会の議論の範囲となるのか。

【事務局】

廃棄物を対象にしており、それを活用した循環ということになる。川下でありながら、川上の方にも持っていくという話ではあるが、廃棄物が前提になる。

【永瀬委員】

何度かこの廃棄物部会で取り上げたが、最近、民間事業者がステーションというものを設けて回収しているのが目立つ。これは一般廃棄物の統計の中に含まれているのか。

【事務局】

一般廃棄物の統計では、市町村が直接関与しているものだけしか計上されていない。これまでの廃棄物部会での御意見を踏まえ、民間事業者において独自に回収されているもの

が、どのぐらいあるのかを今年度調査をする。現在、その調査のための準備をしているところであり、来年には何がしかの結果をお示しできるのではないかと考えている。

【永瀬委員】

最初は紙と段ボールから始まったが、今は衣類を始めありとあらゆるもののステーションが用意されていて、非常に利用されていると感じる。この分が統計に入っていないのにごみの削減量を評価するのは、正しい議論ができないと考える。そういったものは、事務局からの説明にもあった地域循環圏づくりとか循環ビジネスとして捉え、把握すべきではないか。そうすれば、実態を把握できるのではないか。

【事務局】

非常に難しいところであり、廃棄物は要らない物だが、それが有価物として活用されると廃棄物から外れる。資源ごみは、出す人からすれば要らないごみでありながら、有価物となれば廃棄物処理法上は廃棄物から外れる。廃棄物処理法では廃棄物であれば行政の許可が必要となるが、おそらく民間事業者は有価物として回収を行っていると思われる。

【谷川委員】

今、永瀬委員が指摘されたことは、最初に質問したどこまで議論の範囲を広げるのかということにも関係してくる。生活から不要になったものが発生量で、そこからごみとしてカウントされるものが排出量であるため、民間事業者が有価物として許可なしで回収していくのは、本来、発生量の中から排出量に行かなかったものにカウントされるべきものである。最初に循環利用にまで議論の範囲を広げるのかを確認したのは、循環利用になると、社会の上流側にまで関係することになるが、そうなると、発生量や排出量を踏まえ、どこまでを循環利用量としてカウントするのかということを考える必要がある。先ほど、循環の範囲まで含まれると説明されたので、これは大変な議論になると感じた。

【事務局】

従来は、全て市町村が処理していたことから、発生量と排出量はイコールだったが、今は発生したものが市町村を経由せずに民間事業者に流れているものがある。このため、統計上把握できなくなっているものもあるため、一度調査することにした。どのぐらい統計から漏れているのか、民間事業者に流れているのかを把握し、その結果を踏まえ対応を検討したい。

【谷川委員】

一般廃棄物の場合はそのような問題があるが、産業廃棄物は昔から有価物として扱うのか、それとも廃棄物として扱うのが、わりとはっきりと分かれていた。一廃と産廃で、考え方が違うかもしれないが、両者をどこまでそろえていくのか少し考えた方がよい。

【事務局】

資料2の4ページのフロー図のとおり、産廃の方は、もともと有償物、いわゆる有価物を含んだものを発生量とし、そこから有償物量を除外したものを排出量として扱ってきた。これは、産廃の方は、排出事業者からの報告により積み上げた数字、すなわち廃棄物等の出所側から報告があるので、行政で把握ができる。一方、一廃は、市町村が処理した分のみの積み上げになってしまい、民間事業者において回収・処理されたものは行政では把握できない形となっている。全国的な話ではあるが、何とかその民間事業者に流れている量を今把握しようとしているところである。

【安田委員】

資料2の3ページ、図6について、年度によって汚泥の発生量の変動が激しいが、その理由は何か。

【事務局】

汚泥は、大きく分けて、建設現場から発生する無機性汚泥と、食料品製造業等の水処理施設から発生する有機性汚泥があるが、無機性汚泥の方が量としてはかなり多いため、汚泥の発生量は、建設業、すなわち景気の動向に大きく左右される。

【浅野委員】

資料4の6ページ、「施策5 地域循環圏づくりの推進 / (4) 多様な主体の連携の促進」中の「広域循環モデル①地産地消の推進と一体となった食品循環ループ」について、当施策の内容をお聞きしたい。

また、資料4の4ページ、「施策3 廃棄物処理施設の整備の促進 / (2) 広域的な最終処分場の整備」について、衣浦港3号地廃棄物最終処分場（アセック）の進捗率が平成29年度末で38.4%とのことだが、アセックの残余年数はあとどのぐらいあるのか。

【事務局】

「地産地消の推進と一体となった食品循環ループ」について、大都市圏であり全国有数の農業県である本県は、食品の生産・流通・消費が直結しており、環境負荷が極めて低い食品循環ループを構築できる可能性を有している。このため、農業や畜産とも連携した食品廃棄物の飼料化・堆肥化を通じた農畜産物の高付加価値化など、地産地消の推進と一体となった食品循環ループの展開を目指していくものである。

【事務局】

平成22年度に供用を開始した衣浦港3号地廃棄物最終処分場は、平成29年度末時点で約8年ほどが経過し、40%弱埋め立てが進んだことになる。このまま同様の進捗で行けば、あと十数年は埋め立てが続くことになる。

【谷川委員】

1点目は、資料1の8ページの最終処分場残余容量等について、平成27年度と28年度で残余年数が大きく変わっている。平成27年に残余年数が34年だったものが、平成28年になると26年までがくんと落ちている。その理由は何か。

2点目は、資料2の11ページ、図17等について、特に産廃の場合は、景気にかなり影響されるため、景気の動向と併せて考えていく必要がある。このため、リーマンショックの影響により、平成20年度から21年度にかけて、がくんと量が減っているのはわかる。ただ、目標の達成状況を評価する際の基準年にリーマンショック前の平成20年度の数値を使っており、リーマンショック前の数値と比較するからこそ、評価できるという考え方もあれば、リーマンショック後のがくんと落ちた後、そしてそこから少しずつ排出量が伸びている時期と比べることで評価できるという考え方もあると思う。その当たりどのように考えているか。

3点目は、資料4の作り方の話だが、3Rの推進としておきながら、3Rの中でもほぼリサイクルにのみ関係する施策が並んでいる。各施策が3Rのうちのリデュース、リユース、リサイクルのどれに当たるものなのかがわかるように資料をまとめないと、進捗状況をチェックする際に、3Rのどの部分が足りていないのかということが見えてこない。

4点目は、一廃にしても産廃にしても、再生利用量・再生利用率が重要な指標になると思うが、資源の循環という範囲まで議論を広げるのであれば、循環利用量、要は社会がその生産のために投入した量に対する再生利用品の量が重要となってくる。再生利用量は、発生量に対してどのぐらい再生されたかという下流側の指標であるが、その下流側から上流側に繋ぐ、言わば資源の投入量に対する再生利用の割合となる循環利用量について議論する必要がある。すなわち、愛知県の経済を回す上で、再生利用品が経済に対してどのぐらい寄与しているのかという循環利用率が、非常に重要になってくる。環境省の物質フローの指標でも、投入量に対する再生利用品の割合、循環利用量が目標値にもなっている。再生利用量は既に高い数値であることから、次は如何に最初の経済の入口に繋げるかという循環の話になってくる。投入側にどのぐらいの再生利用品を投入していくのかを考えることが重要であるとして、現在環境省においても議論になっているので、紹介も含めて意見させていただいた。

【事務局】

資料1の8ページの残余年数について、平成27年度については、残余容量275万3千 m^3 を、当該年度中の埋立容量8万1千 m^3 で割った値が残余年数34.0年となった。翌年度の28年度になると、1年間埋め立が行われたので、残余容量が若干減って270万1千 m^3 となり、これを年度中の埋立容量10万1千 m^3 で割ると残余年数26.7年となる。

【佐藤専門委員】

考え方は分かるが、埋立容量が、8万1千 m^3 から10万1千 m^3 に大きく増加した理由が問題ではないか。

【事務局】

平成27年度のデータが少し少ないような気はするが、各市町村からのデータを積み上げた結果である。一度、調べさせていただきたい。

【部会后、事務局において調べた結果は次のとおり】

残存容量や埋立容量については、各市町村等からの報告結果を積み上げている。
一つの市の最終処分場が終了したことにより最終覆土分が加味されたことも一因であると考えている。

【事務局】

資料2の指摘について、15ページでは、再生利用率を68%まで上げるという目標を掲げているが、指摘いただいた経済状況との関係についてまでは考慮していないことから、国での検討状況も踏まえ、検討させていただきたい。なお、資料2の4ページのとおり、平成20年度と28年度それぞれの資源化率は、72.9%から77.6%に増加し、最終処分量は、5.2%から4.4%に減少していることから、リサイクルは進んでいると考える。また、発生する廃棄物の絶対量を減らすことが、我々の目的の一つであり、その点では、製造品出荷額は平成20年度から28年度で3.2%減少しているのに対し、産業廃棄物排出量は5.8%も減少していることから、産業廃棄物の発生も抑制が進んでいると考えている。

【事務局】

資料4の指摘について、資料4は、廃棄物処理計画「第5章 施策の展開」に記載した施策と対比する形で列挙し、計画に位置付けた施策の進捗状況が分かるように整理した。また、3Rのどれか一つに効果があるというよりも、いずれにも効果がある施策が多いと考えている。ただ、指摘いただいたように、例えばリサイクルにしか効果がない施策があれば、次回の部会資料ではそれが分かるような形で示せないか、検討させていただきたい。

【事務局】

4点目の指摘について、現在の処理計画に反映するのは難しいが、次期の処理計画での扱いについて、今後検討していきたい。

【事務局】

投入した資源が有用に使われているかという視点からだけ見れば、それが県外や海外に行っても、その初期の貴重な資源は有用に使われ、目的は達成されたということになる。しかし、輸送コスト等から考えると、遠くに持っていきよりも近くで循環の輪を回したほうがより効率的で効果的だという視点から、本県では「地域循環圏形成プラン」を策定した。プランをしっかりと回すためにも、指摘いただいたように、今後は投入先についても

把握する必要があると考えるが、現状の廃棄物処理法の仕組みでは把握するすべがないこともあり、そこは今後の課題であると認識している。

※資料5の説明後

委員から質疑はなかった。

以上